



一 誠



ホームページQRコード

■■ 学校の教育目標 ■■

- よく考え進んで学ぶ子
- 明るく心の豊かな子
- じょうぶでたくましい子

令和3年 7月14日

延期になり9月4日(土)に行われる予定の運動会について

北海道は緊急事態期間が終わり、蔓延防止地域も解除されました。7月1日2日には6年生の修学旅行が無事に終了いたしました。また、5年生の宿泊学習(学校で宿泊)についても、予定通り7月15日16日に実施できる予定です。

さて、運動会は子どもたちの励みにもなり、保護者地域の皆様も楽しみにいただいている行事と考えており、コロナ禍の中でも可能な範囲で一昨年までと同じような運動会にしたいと考えております。しかしながら、運動会がクラスターとなってしまえば、せっかくの行事も台無しになってしまいます。また、本校は管内でも突出して人数の多い小学校となっております。児童数505人と、保護者のみなさまが2人来ていただくだけで、1500人以上になってしまいます。内容を縮小し時間を短縮するなどのことはどうしても出てきてしまいます。さらに、近隣の商業施設の工事が、一昨年まで駐車場として活用していた旧政寿園後地で行われ始め、駐車場がなくなってしまうことから、保護者のみなさまには、多くの方に徒歩にて応援に来ていただくなどの対応が必要となってきます。

そのようなことを考え、今年度の運動会については、下記のような方法で実施する予定となっておりますので、熟読の上、なにとぞご協力のほどお願いいたします。

《9月4日(土)に予定している運動会に関わって》

新型コロナウイルス感染対策及び駐車場不足

により、保護者のみなさまにお願いしたい事

①参観者の人数制限を実施いたします。

(各家庭2名まで → 最大約770名)

②参観は立ち見を基本といたします。

③参観エリアに関することは学校とPTA保体部で連携して行います。

(体の不自由な方の椅子席エリア、自分の子供の出場が終わったら後方へ移動など、参観エリアの工夫は学校の考えをPTA保体部に示し協議決定します。)

④基本的には徒歩で来校していただきます。

⑤駐車場に関することは、学校とPTA保体部で連携して行います。

⑥自転車通学対象地域児童やバス通児童の保護者などには「駐車許可証」を発行し、来校の際提示していただきます。

⑦来校できない方のためweb配信を検討いたします。

新ひだか町立高静小学校いじめ防止基本方針（抜粋）

平成26年4月1日制定
（平成30年5月1日改訂）

「いじめ防止対策推進法」の第13条の規定により、この基本方針を定める。

1 いじめ防止基本方針を定める意義

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも、そして誰にでも起こり得るものである」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように組織的に取り組むために「新ひだか町立高静小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめに対する本校の基本認識

（1）いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係がある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」であり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

（2）いじめの多様性のとらえ

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生していることがあったり、善意に基づく行為であったりしても意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながるなど、いじめの原因や経過は多様であるとの認識に立って、その防止や早期の発見・解消に取り組む。

（3）いじめの解消のおさえとその確認

①いじめが解消している状態は、以下の2点によりとらえる。

○いじめに係わる行為（被害児童が心理的又は物理的な影響を受ける行為が、原則3ヶ月以上止んでいる状況にあること。

○被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

②いじめ解消の確認

○被害児童及びその保護者に対する面談等による。

3 いじめ防止・解消のための基本姿勢

（1）「いじめをしない、させない、許さない」雰囲気づくりと、「見逃さない」体制づくりに努める。

（2）学校は、いじめの被害児童を徹底的に守る立場に立つ。

（3）児童一人ひとりの自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

（4）いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査を行い、きめ細かな観察、声かけなど様々な手段を講じる。

（5）いじめの早期解消のために、当該児童の安全を保障するとともに、保護者との連携を重視し校内はもとより関係機関・団体、専門家などと協力して指導に当たる。